

# 特別徴収事務カレンダー

## 1 特別徴収期間と納期限

住民税に係る特別徴収は、毎年6月から翌年5月までの12か月間で徴収し、**徴収月の翌月の10日までに納入**します。

※10日が土曜、日曜及び祝日の場合は、**金融機関等の翌営業日**になります。

徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
納期限	7月10日	8月10日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	1月10日	2月10日	3月10日	4月10日	5月10日	6月10日

## 2 就退職等の異動報告について

就職、退職、休職等の異動が生じた際は、eLTAX又は各種様式を当町まで提出してください。

- 就職等により特別徴収を新たに開始する場合 …… **特別徴収新規申出書**
- 退職等により特別徴収を停止（普通徴収切替）または一括徴収する場合 …… **給与所得者異動届出書**

## 3 異動後の通知等について

上記2の就退職等の異動報告を受けた後、変更に係る決定通知書を特別徴収義務者及び納税者あてに送付いたします。

- 就職等により特別徴収に切替えた場合 …… 特別徴収義務者納税者 → 税額決定通知書・納入書（不要を選択→納入書は**送付しません。**）  
→ 税額決定通知書（個人明細書）
- 退職等により特別徴収を普通徴収に切替えた場合 …… 特別徴収義務者納税者 → 税額決定・変更通知書  
→ 税額決定通知書及び納付書
- 退職等により一括徴収した場合 …… 特別徴収義務者納税者 → 税額決定・変更通知書  
→ 一括徴収により全額納付されているため、**何も送付されません。**

## 4 各種通知等の送付時期

当町では、**毎月20日（祝祭日等の場合はその前日）を締め日**として各種異動処理を行います。

各種届出の提出日（例）	N月17日（月）	N月19日（水）
（当町における）受付日	N月19日（水）	N月21日（金）
税額決定・変更通知書	N月下旬	(N+1) 月下旬
納付書	(N+1) 月上旬	(N+2) 月上旬

・（当町における）受付日が締め日の前か後かにより、**通知の発送時期が異なります。**

・ 特別徴収義務者あて通知 …… **各月下旬発送**

・ 納税者あての納付書等 …… **翌月上旬発送**